

公表日 令和4年1月7日

公益財団法人高松市学校給食会学校給食用物資納入業者登録募集要項

次のとおり学校給食物資の納入登録業者を募集しますので、登録希望業者は申請に必要な書類を提出期限までに、持参により提出してください。

なお、提出された申請書等は登録の審査をするための書類であり、書類の受理が直ちに登録につながるものではありません。また、提出された申請書等は返却しません。

学校給食物資納入登録業者名簿に登載が決定した業者については、名簿登載通知書を送付します。

1 登録募集する業者 が納入する物資	冷凍・冷蔵食品、青果物、青果加工品、食肉（牛豚）、肉加工品、 鶏肉、鶏卵、乳製品、乾物、缶詰類、酒類、穀物類、油脂類、 調味料類、豆腐類、蒟蒻、練製品、ゆで麺、パン用食材、 牛乳、給食物資全般等
2 納入場所	高松市立小学校、高松市立中学校、高松市立幼稚園、 高松市内学校給食共同調理場及び学校給食センター、 香川大学附属高松小学校（合計86か所） パン業者（1か所）
3 納入日時	学校給食実施日当日の指定時間まで 又は実施日前の指定日（時間を指定する場合があります。）
4 名簿登載期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間
5 申請書類	(1) 登録申請書（様式第1号）及び申請書に明記の添付書類 (2) 製造工場（施設）説明書（様式第2号） (3) 納入代金口座振替申請書（様式第3号） ※(2)製造工場（施設）説明書は、製造加工業者のみ添付
6 申請書類交付期間	令和4年1月7日（金）から令和4年1月28日（金）まで (1) ダウンロードする場合は、期間内であればいつでも可能 (2) 本会事務所にて交付する場合は、期間内の平日午前9時から 正午まで及び午後1時から午後4時まで

7 申請書類受付期間	令和4年1月17日(月)から令和4年1月31日(月)までの平日 午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで	
8 申請書類交付 及び提出場所	公益財団法人高松市学校給食会事務所 高松市朝日新町26番25号 高松市朝日新町学校給食センター2階	
	電話番号	087-823-7571
9 応募要件	(1) 物資調達に関する規程第3条各号に規定されている資格要件を全て具備していること。 (2) 物資調達に関する規程第6条各号が遵守できること。 (3) 原則、納入物資は金属探知機で検査したものであること。 (4) 風除室の設置等異物混入防止対策がとられていること。 (5) 配送に必要な人員及び車両が確保できていること。 (6) 定期的に製造工場等の衛生管理を行っていること。 (7) 定期的に従業員の検便、健康診断を行っていること。	
10 連絡先等	住所	高松市朝日新町26番25号
	電話番号	087-823-7571
	FAX 番号	087-823-7573
	HP アドレス	http://www.takamatsu-gk.jp/
	Mail	qsyoku@takamatsu-gk.jp

(別紙) 公益財団法人高松市学校給食会物資調達に関する規程

公益財団法人高松市学校給食会物資調達に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人高松市学校給食会（以下「この法人」という。）が行う学校給食用の物資調達に関し必要な事項を定めることにより、この法人が行う事業の円滑かつ適正な運営を図るものとする。

(物資納入業者の登録)

第2条 この法人が調達する学校給食用物資を納入しようとする業者は、この法人に物資納入業者として登録しなければならない。

2 前項の登録は定期に行い、その期間は2年間とする。

3 登録している物資納入業者から必要な物資を調達できない場合又は理事長が特に必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず臨時に物資納入業者を募り、第4条及び第5条の手続を経て、随時登録を行うことができる。ただし、この場合の登録期間は、登録の日から前項の登録期間の末日までとする。

(登録資格要件)

第3条 物資納入業者として登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる登録資格要件を具備しなければならない。

- (1) 学校教育の一環として高松市が実施する学校給食事業を理解していること。
- (2) 高松市内又は県内に本店若しくは工場、支店、営業所等を有していること。
- (3) 生産者、製造加工業者、卸売業者又はこれに類する者であること。
- (4) 品質管理が十分に行われ、生産から配送まで食品の安全及び衛生管理が徹底しているとともに、従業員の安全及び衛生に対する管理が適切に行われていること。
- (5) 仕入れ及び製造加工能力が十分にあり、指定した期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- (6) 営業経歴が引き続き2年以上あり、営業内容が堅実で相当の販売実績及び社会的信用を有していること。
- (7) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (8) 市税その他の租税の滞納がないこと。
- (9) 代表者又は個人が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員。以下「暴力団員」という。)でないこと。
- (10) 法人である場合の役員又は使用人若しくは個人である場合の使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。
- (11) 前二号に該当する者が暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(登録手続)

第4条 物資納入業者として登録を受けようとする者は、学校給食物資納入業者登録申請書(以下「申請書」という。)(様式第1号)を提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、理事長が認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 製造工場(施設)説明書(様式第2号)
- (2) 商業登記簿現在事項全部証明書
- (3) 各種納税証明書
- (4) 営業許可書(写)
- (5) 納入代金振替口座申請書(様式第3号)
- (6) 財務諸表(直前1年分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書)
- (7) その他理事長が指定する書類

(登録の採否)

第5条 この法人は、前条に規定する申請書及び添付書類を審査するとともに、必要に応じて工場、店舗等を調査し、その結果を添えて公益財団法人高松市学校給食会物資購入委員会(以下「物資購入委員会」という。)に諮るものとする。

2 物資購入委員会は、登録を受けようとする業者の審査及び必要な調査等を行う。

3 この法人は、前2項の審査又は調査結果等を基に物資納入登録業者(以下「登録業者」という。)を定め、この法人の理事会の承認を経て、決定する。

4 登録業者は、学校給食物資納入登録業者名簿(様式第4号)に登載される。

(登録業者の遵守事項)

第6条 登録業者は、学校給食が教育の一環として実施されていることを理解し、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 登録後においても資格要件を引き続き具備すること。
- (2) 食品に関する法律及び関係法令を遵守すること。
- (3) 物資を配送するに当たっては、学校内外での児童・生徒の事故を防止するため安全運転に留意し、学校長の指示に従うこと。また、事故が発生した場合は、誠意をもって迅速かつ適正に対応すること。
- (4) 申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに必要書類を提出すること。
- (5) その他この法人が必要があると認めること。

(登録の取消等)

第7条 登録業者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会に諮った後、物資納入の一時停止又は登録の取消しを行うことができるものとする。

- (1) 第3条に規定する資格要件を欠いたとき。
- (2) 第6条の遵守義務を履行しなかったとき。
- (3) この法人に損害を与え、又は学校給食の運営に支障を来したとき。

(物資の価格及び納入業者の決定)

第8条 調達する物資の価格及びその納入業者は、登録業者による入札又は見積徴取を行い、物資購入委員会の審査を経て決定する。ただし、必要があると認める物資については、随意契約によることができる。

(随意契約)

第9条 前条の随意契約を行うことができるものは、次の各号とする。

- (1) 青果その他品質、鮮度、規格又は価格が著しく変動する物資を調達するとき。
- (2) 納入業者で組織された団体から物資を調達するとき。
- (3) 物資購入委員会が必要があると認めるとき。
- (4) 入札又は見積徴取によることが不適當であると判断されるとき。
- (5) 緊急に物資の調達を必要とするとき。
- (6) その他特に随意契約によることが望ましい物資を調達するとき。

(契約の締結)

第10条 物資を購入するときは、納入業者と学校給食物資納入契約書（様式第6号）により契約を締結しなければならない。

（委任）

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 財団法人高松市学校給食会物資調達に関する規程（平成16年2月1日施行）は、この規程の施行日に廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月1日から施行する。